

南木曾町における中央新幹線建設工事に伴う  
水道水源予備的措置に関する協定書

南木曾町（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、令和元年8月21日に交換した「中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項」の第4項に基づき、中央新幹線建設工事に伴い実施する水道水源予備的措置（以下「措置」という。）及び水道水源への影響を把握するための水資源調査（以下「調査」という。）について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、措置・調査の実施に関する基本的な事項を定め、甲、乙が適正かつ円滑な処理を図ることにより、相互に協力して取り組むことを目的とする。

（措置・調査の対象等）

第2条 措置・調査の対象となる水道水源は別紙1のとおりとする。

2 措置の実施方法等の詳細は、第4条に定める測量、基本設計の成果に基づき、別途甲と乙が協議し定めるものとする。

（工程）

第3条 措置・調査の工程は、別紙2を基本とする。

（措置の内容）

第4条 措置は、水道水源の取水量に減少が生じ、地域住民の生活等に支障をきたす場合に、速やかにその減少量を補うことができる施設（以下「施設」という。）を設置するものとし、その内容は、以下のとおりとする。

（1）施設の工事に必要となる測量、基本設計、実施（詳細）設計

（2）施設の工事

2 施設の詳細は、実施（詳細）設計に先立ち、甲と乙が協議して定めるものとする。

（実施区分）

第5条 措置・調査は、次の区分により実施するものとする。

甲の実施 調査、測量、基本設計、実施（詳細）設計の照査

乙の実施 調査、実施（詳細）設計、施設の工事

（費用負担）

第6条 措置に要する費用は原則として乙が負担するものとし、別途甲と乙が協議し定めるものとする。

2 調査に要する費用は、甲が実施する調査については甲が、乙が実施する調査については乙が負担するものとする。

(調査結果の報告)

第7条 甲と乙がそれぞれ実施する調査の結果については、相互に報告するものとする。

2 報告する頻度については、下記を基本とする。なお、調査結果に中央新幹線建設工事に伴う変化及びその恐れが認められた場合、相互に速やかに報告するものとする。

- (1) トンネル掘削開始前：1回/年
- (2) 非常口トンネル掘削開始後：1回/4半期
- (3) 本坑トンネル掘削開始後：1回/月

(財産の帰属・維持管理)

第8条 措置により完成した施設は、甲が行う財産引継ぎ検査の完了を以て甲に帰属するものとし、その後の維持管理は甲が行うものとする。なお、財産引継ぎの時期は甲、乙が協議して定めるものとする。

(行政上の手続き)

第9条 措置の実施に伴い必要となる行政上の諸手続きは甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(損害の負担)

第10条 措置・調査の実施に伴い生じた損害の負担については、それぞれの責めに帰する場合を除き、甲、乙で協議して処理するものとする。

(苦情等の処理)

第11条 措置・調査の実施に伴う第三者からの苦情等については、甲、乙が協力し、速やかに処理するものとする。

(公開)

第12条 甲、乙は、本協定書及びその他本協定書に係る資料等を第三者へ公開する必要が生じた場合は、速やかにその対応を協議するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定書は、締結の日から措置・調査の完了の日まで効力を有するものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、第12条、第14条の規定は本協定書の有効期間が終了した後も有効とする。

(その他)

第14条 本協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙で協議して処理するものとする。

以上、協定書の証として、この本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年 12月 // 日

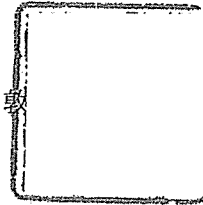
甲 長野県木曾郡南木曾町 3668-1  
南木曾町長

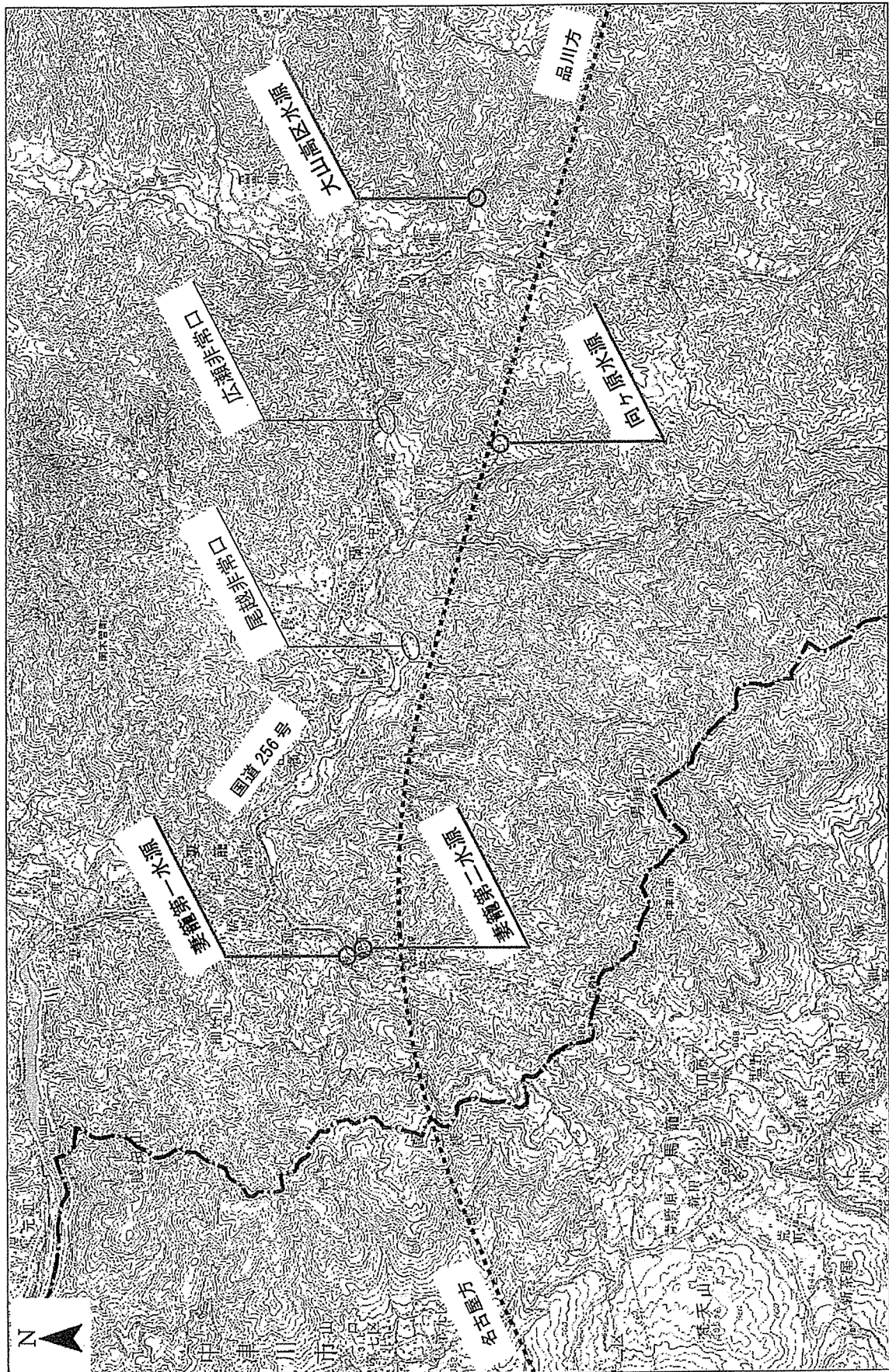
向 井 裕 明



乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ  
東海旅客鉄道株式会社  
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部  
名古屋建設部長

本 田 敦





工 程 表

区分	内 容	期 間	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	記事
甲	調査		■	■	■	■	
	測量、基本設計		■	■			
	実施（詳細）設計の照査			■	■		
	行政上の手続き		■	■	■	■	
乙	調査		■	■	■	■	
	実施（詳細）設計			■	■		
	施設の工事				■	■	

※ 破線は進捗状況による